



滋賀県地域福祉支援計画

令和3年（2021年）10月
滋賀県

目次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景	
2 計画策定の趣旨	
3 計画の位置づけ	
4 計画の期間	
5 計画の推進体制	
6 用語の定義	
7 「SDGs」および「すまいる・あくしょん」との関係	
第2章 本県の地域社会を取り巻く現状	7
第3章 計画策定にあたっての県の基本的認識（総論）	30
第4章 基本理念と基本方針	32
1 基本理念	
2 基本方針	
第5章 今後取り組むべき重点事項	35
1 地域福祉をめぐる課題等	
2 重点的に取り組む事項	
第6章 取組の内容	36
1 地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進	
(1) 複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進等	
①複合・複雑化する支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体体制）整備の推進	
②新型コロナウイルス等感染症と地域づくり	
(2)地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進	
①参加・活動の場、居場所づくり	
②地域住民、企業、社会福祉法人、NPO等の参画促進	
③民生委員・児童委員活動の環境整備	
④活動資金の確保と有効活用	
⑤ボランティア活動の推進	
⑥社会福祉法人の公益的な取組の推進	
(3)福祉意識の向上と次世代育成	
①ノーマライゼーション理念の普及・啓発	
②インクルーシブ教育の推進	
③生涯にわたる福祉教育の推進	
④多様性の尊重	

(4)ユニバーサルデザインの推進

- ①ユニバーサルデザインの普及啓発
- ②情報アクセシビリティの向上促進

2 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進

(1)様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

(2)新型コロナウイルス等感染症流行時を含めた災害時の支援体制の構築

(3)災害時要配慮者の避難支援の推進

- ①避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の策定
- ②要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練の実施
- ③避難所における福祉的配慮の推進
- ④福祉避難所の機能確保

(4)利用者の権利擁護

- ①権利擁護の啓発・理解促進
- ②地域福祉権利擁護事業の推進
- ③成年後見制度の利用促進

(5)苦情解決の仕組み

- ①事業者の苦情解決体制の整備
- ②適切な苦情解決の促進

(6)福祉サービスの質の向上と透明性の確保

- ①健康福祉サービス評価システムの推進
- ②社会福祉法人の情報公開の推進
- ③健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用推進

(7)社会福祉法人、NPO、企業等のネットワーク化の推進

(8)滋賀ならではの地域養護の取組の検討

3 教育機関・事業所・地域住民との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりの推進

(1)福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

(2)専門職の確保・育成・定着

- ①若者の進路選択支援
- ②多様な人材の参入促進
- ③福祉職場への定着促進
- ④職場環境の改善
- ⑤社会福祉関係者の資質向上

(3)福祉意識の向上と次世代育成（再掲）

- ①ノーマライゼーション理念の普及・啓発
- ②インクルーシブ教育の推進
- ③生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進

④多様性の尊重

第7章 計画に係る指標	65
第8章 計画の進行管理	65
参考資料	67
用語の解説	75

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

本県では、平成28年（2016年）3月に「滋賀県地域福祉支援計画」（計画期間：平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））を策定し、市町の地域福祉の推進の支援に取り組んできました。この間、少子高齢化がさらに進展し、単身世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化に伴い、地域住民相互の関心・理解が低下し、社会的孤立・社会的排除問題等が深刻化しています。社会的孤立・社会的排除は、生活・福祉課題の発見の遅れや、生活困窮などの大きな問題につながっています。このような状況の中、これまでの福祉サービスでは対応が難しい制度の狭間の課題、複合・複雑化した地域生活課題への対応が重要となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大切な命が失われ、経済活動をはじめ社会にも大きな影響を与えました。また、休業等による収入の減少や失業等による生活困窮者の急増や感染者、医療従事者等に対する差別や人権侵害が起きています。特に、社会的に不利な立場に置かれることが多い高齢者、障害者、生活困窮者、子ども、ひとり親世帯、外国にルーツを持つ人等への社会的・経済的影響は甚大で、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

また、国においては、だれもが安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとした、法整備等の改革が進められており、各制度の狭間にいる人への支援や複合・複雑化した地域生活課題を抱える本人および世帯への支援を適切に行うため、対象者の属性等で分けられた相談支援等の事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

こうした社会情勢の変化や国の動向を踏まえて県としての的確に対応し、今後とも、市町の地域福祉の推進を支援していくため、新たな地域福祉支援計画を策定します。

2 計画策定の趣旨

滋賀県地域福祉支援計画は、国の動向、県の基本構想、地域福祉における課題等を踏まえ、一人ひとりが尊重され、互いに認め合い、だれもが役割を持ちその人らしく活躍できる地域共生社会を実現していくための計画として策定するものです。

加えて、以下のような趣旨をもって策定しています。

- 地域住民の参加・参画と協働による地域づくりを通じて住民自治を進めるための計画として策定します。
- 災害時や感染症の流行時においても、県民の「いのち」と「くらし」を守ることに資する計画として策定します。
- 「だれ一人取り残さない」という「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の理念を踏まえ、関連する「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標達成に資する計画として策定します。
- 子どもの笑顔を増やすための「すまいる・あくしょん」の視点で計画を策定します。

3 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町が策定する地域福祉計画の達成に資するために、各市町に通ずる広域的な見地から、

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 市町の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保または資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

を一体的に定めるものです。

また、滋賀県基本構想を上位計画とし、県の分野別計画等¹と整合および連携を図りながら定めるものです。

¹ 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン、滋賀県保健医療計画、滋賀県人権施策推進計画、滋賀県多文化共生推進プラン

4 計画の期間

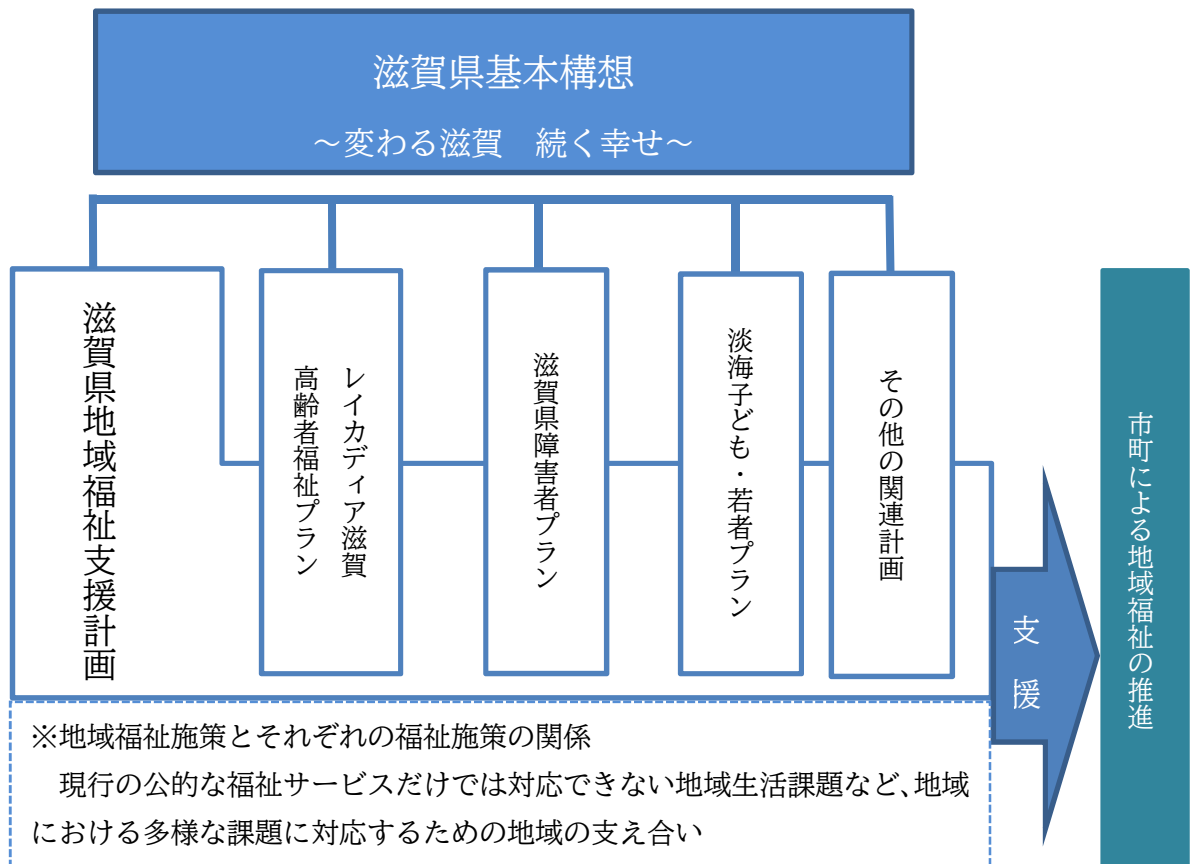
この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

5 計画の推進体制

この計画は、各市町における地域福祉の推進に係る取組を支援するものであることから、市町との地域福祉に関する情報・意見交換により、取組状況や成果を把握します。

また、計画の取組状況を滋賀県社会福祉審議会に報告し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、必要な支援を効果的に進めます。

（参考）他の計画との関係



6 用語の定義

この計画では、地域福祉や、地域福祉を構成する諸要素を次のように定義します。

◆ 地域福祉

地域社会のなかで、家族、近隣の人びと、知人、友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、だれもが自分らしく「尊厳」と「人権」を守り、誇りをもって、家族およびまちの一員として、安全で安心した生活（暮らし）を送ることができるような状態を公私協働でつくっていくことです。

◆ 地域

高齢者、障害者、子どもといった、世代や背景が異なる人々が相互に関係し合い、ともに参加し、学び、働き、遊び、住まい、暮らす場です。

※ 次に掲げるような、住民の生活実態等に応じて、自治会や民生委員・児童委員の活動範囲、公的機関の設置単位、学区、市町域、県域など、様々な区域があります。これらは必ずしも一致しているわけではなく、異なるレベルの区域が重層的に重なり合っています。

- ① 地域住民の具体的な活動の場となる区域
- ② 専門職の関与により包括的な相談体制が整えられる区域
- ③ 多機関が協働した総合的な支援体制が整備される区域
- ④ 特に専門的かつ困難な課題への対応が図られる区域

◆ 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をいいます。

◆ 地域生活課題

地域住民およびその世帯が抱える①福祉（高齢や障害、子ども、生活困窮など）、保健医療、住まい、就労および教育に関する課題、②地域社会からの孤立に関する課題、③日常生活を営み、あらゆる分野の活動で参加する機会が確保されるうえでの課題などをいいます。

7 「SDGs」および「すまいる・あくしょん」との関係

◆ 「SDGs」

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015年）、国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、令和12年（2030年）までによりよい世界を目指すために取り組むべき目標であり、だれ一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17の目標と169のターゲットが定められています。本県は、持続可能な滋賀を実現するとともに、SDGsの達成を目指しています。



※本計画においては、以下のターゲットに関する取組を推進します。

1.3	適切な社会保障制度および対策を実施し、県民が健やかで安心できる生活の保障に努める。
2.0	貧困をゼロに
3.0	すべての人に健康と福祉を
4.0	質の高い教育をみんなに
4.2	すべての子どもが質の高い乳幼児の発達支援、ケアおよび就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.5	障害者および脆弱な立場にある子どもなどがあらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
5.1	あらゆる形態の差別を撤廃する。
8.5	だれもの完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事を達する。
9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
10.0	人や国の不平等をなくそう。
10.2	すべての人の能力強化および社会的、経済的、政治的な包含を促進する。
11.0	住み続けられるまちづくりを
11.2	すべての人々に、安全かつ容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
16.0	平和と公正をすべての人に
17.0	パートナーシップで目標を達成しよう。

◆「すまいる・あくしょん」

「すまいる・あくしょん」（令和2年（2020年）10月策定）とは、コロナ禍の子どもの声から生まれた、子どもの笑顔を増やすために、子どもから大人までだれもが取り組める行動や方法、条件などを示すものです。7つの指標が設けられており、それぞれの指標について、子どもが自分自身のために行動することと、子どもが必要としていることに対して、大人が行動することの2つの視点があります。



※本計画においては、以下の未来につながる7つの「あくしょん」の視点で推進します。

こども あくしょん	おとな あくしょん
01 感染症を正しく知って行動しよう	01 正しい情報を選んで伝える
02 今の気持ちを伝えよう	02 子どもの声を聞いて一緒に考える
03 自分も周りの人も大切に	03 心と身体の健康を支え思いやりを育む
04 頼れる人や場所を見つけよう	04 人とのつながりや喜びを感じられる居場所をつくる
05 身体を動かしてしっかり遊ぼう	05 のびのびと遊び、育つための環境を守る
06 わくわく感動する気持ちを持とう	06 文化・芸術・自然・社会に触れる体験を増やす
07 オンラインを上手に活かそう	07 オンラインを活かすための環境を整備する

「滋賀県地域福祉支援計画」においては、だれもが地域で支え合い、互いに尊重し合い、自分らしくいきいきと生活できるよう、地域福祉を推進し、地域社会の持続的発展を目指すことで、「SDGs」の達成および「すまいる・あくしょん」の推進に貢献します。